

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（案） への意見公募手続（パブリックコメント）について

1 計画策定の趣旨および中間年の見直しについて

市町村は、子ども・子育て支援法において、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという同法の基本理念のもと、5年を一期とする幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援の需給計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。また、国の基本方針として、計画内容が実態と乖離している場合には、計画の中間年に見直しを行うこととなっています。

本市では、令和2年3月に「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で本気で応援」を基本理念とする「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）」を策定しています。事業期間は令和2年から令和6年までの5年間であり、令和4年度をもって計画の中間年を迎えることから、計画の見直しを含めた検討を実施するものです。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し」（案）

(2) 募集期間

2022年12月1日(木)～12月31日(土)（必着）

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ その他明石市の教育・保育に関わりのある方

(4) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページ

市HP内 意見公募手続（パブリックコメント）>意見募集を行っている案件

② 窓口での閲覧

下記の場所で執務時間中に資料を閲覧することができます。

ア こども局こども育成室企画担当（市役所議会棟1階）

イ 行政情報センター（市役所本庁舎1階）

ウ 大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター（各市民センター）

エ あかし総合窓口（パピオスあかし6階）

執務時間：ア～ウ 平日の8時55分～17時40分

エ 平日は20時まで、土日祝日（第3日曜日を除く）は17時15分まで

※ いずれも12月29日(火)以降年末閉庁

(5) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。

① 郵送の場合

→〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市子ども局こども育成室企画担当

② ファックスの場合

→FAX(078)918-5163 明石市子ども局こども育成室企画担当 あて

※ 送信後、TEL(078)918-6004へ着信確認を依頼(執務時間内のみ)

③ 電子メールの場合

→アドレス:kohoukago@city.akashi.lg.jp

④ 持参の場合(受付時間 平日の執務時間内8時55分～17時40分)

→明石市子ども局こども育成室企画担当(市役所議会棟1階)

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

※視覚障害があるなど、ご自身でご意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

② 上記(5)の①～④のすべてにおいて、「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し」(案)への意見であることを明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。

② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。

③ 住所・氏名・電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市子ども局こども育成室企画担当(市役所議会棟1階)

TEL(078)918-6004(直通) メール kohoukago@city.akashi.lg.jp